

利 用 上 の 注 意

1 調査の沿革

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第23号）として、昭和27年に開始されました。以後、昭和51年の13回調査までは2年ごと、昭和54年調査以降平成9年の20回調査までは3年ごととなり、平成9年以降は、5年ごとに本調査を実施するとともに、その中間年（本調査の2年後）には調査項目が簡易な簡易調査を実施しています。今回の調査は簡易調査としては2回目、本調査も含めると23回目の調査となります。

2 調査の目的

商業統計調査は、全国の商業事業所の分布状況や販売活動など、商業の実態を明らかにすることを目的としています。なお、「商業事業所」の定義は、利用上の注意「6 用語の説明」を参照ください。

3 調査期日

平成16年商業統計調査は、平成16年6月1日現在で実施されました。

4 調査の範囲

平成16年商業統計調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）による「大分類J—卸売・小売業」に属する民営の事業所です。

ただし、次の事業所は調査の範囲から除きます。

- (1) 駅の改札口内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とします。）
- (2) 休業中、清算中、または季節営業であって、調査期日に専従の従業員がいない事業所

5 調査の方法

調査は、次の(1)、(2)いずれかの方法で行いました。

- (1) 調査員が調査対象事業所ごとに「調査票」の配布・回収を行う調査員調査方式
- (2) あらかじめ指定した一部企業について、経済産業省または都道府県が、傘下の事業所の「調査票」の一括作成を企業本社等に依頼し、収集する本社等一括調査方式

6 用語の説明

- (1) 商業事業所（本文及び統計表では、商業事業所のことを「事業所」と表記しています）
商業事業所とは、原則として一定の場所を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。
- (2) 産業分類・業種（産業分類の決定方法は「7 事業所の産業の決定方法」を参照ください）
産業分類とは、産業の種類を体系的に区分したもので、各種統計調査の結果を産業別に公表する際に使用されています。この報告書で使用している産業分類は、日本標準産業分類（第11回改訂分、平成14年3月7日総務省告示）のうち、卸売・小売業に対応する大分類J、中分類49～60、小分類491～609です。なお、今回調査では、一部の小分類について、更に細分化しています。細分化した分類は3桁目がアルファベットとなっています（例えば49Aなど）。詳細は、末尾の「産業分類比較表（平成16年／平成14年）」を参照してください。
また、本文中で使用している「業種」とは、卸売業においては産業小分類（491～549）、小売業においては産業中分類（55～59）及び産業小分類（601～609）のことをいいます。

(3) 卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、農業用器具を除く産業用機械、建設材料など）を販売する事業所
- エ 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。
- オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業ではなく卸売業とします）
- カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。なお、代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(4) 小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）または家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- イ 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所
- ウ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。）
- エ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）。例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局などが製造小売事業所となります。
- オ ガソリンスタンド
- カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所
- キ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(5) 従業者、臨時雇用者及び他からの出向・派遣

従業者とは、調査日現在、当該事業所に従事する「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」をいいます。

「臨時雇用者」（1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人）、「他からの派遣・下請」（別経営の事業所から派遣されている人や、下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している人）は従業者には含めません。

(6) 従業者の勤務形態別内訳

この調査では、従業者について、次のように勤務形態別に区分しています。

ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所の業務に従事している人をいいます。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに普段事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

ウ 有給役員

法人及び団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で給与を受けている人をいいます。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。「常時雇用されている」とは、次のいずれかにあてはまることをいいます。

- ・ 期間を定めずに雇用されている人
- ・ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人
- ・ 平成16年4月と5月にそれぞれ18日以上雇用されている人

常用雇用者は、更に、次の(ア)「正社員・正職員」、(イ)「正社員・正職員以外」に区分されます。

(ア) 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

(イ) 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外の人をいいます（「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人など）。

(7) 年間商品販売額

平成15年4月から平成16年3月までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

(8) 売場面積（小売業のみの調査）

平成16年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については、売場面積の調査をしていません。

(9) 業態分類（小売業のみの調査）

業態分類の定義は末尾の「業態分類表」のとおりです。

(10) 大規模小売店舗（小売業のみの調査）

大規模小売店舗とは、原則的に、一つの建物内の店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が1000㎡以上の建物をいいます。

(11) 法人・個人

ア 「法人」…法律の規定に基づき法人格を取得している団体が経営する事業所をいいます。具体的には、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、社団法人、財団法人、生活協同組合等が経営する事業所をいいます。

イ 「個人」…主に、法人格を取得せず個人で経営している事業所をいいます。

7 事業所の産業の決定方法

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）に着目して、産業分類を決定しています。

具体的には、今回調査の調査項目「年間卸売販売額」、「年間小売販売額」、「卸売・小売販売額の多い方についての販売額上位3品目及び販売額割合」等に基づき、次の方法で産業分

類を決定しています。

(1) 一般的な方法

ア 取扱い商品が単品の場合は、その商品の3桁分類で決定します。

イ 取扱い商品が複数の場合は、次の方法により決定します。

(ア) 卸売業、小売業の決定

まず年間商品販売額のうち、卸売部門、小売部門のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決定します。

(イ) 産業中分類（2桁分類）の決定

卸売業か小売業のいずれかが決定した後、上位3品目の3桁分類を上2桁で分類集計し、その最も販売額割合が大きいものを当該事業所の中分類とします。

(ウ) 産業小分類等（3桁分類）の決定

中分類が決定した後、その中分類に属する商品のうち、3桁分類で販売額割合が最も大きいものを当該事業所の小分類等とします。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち、「各種商品卸売業」「その他の各種商品卸売業」「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」「その他の各種商品小売業」「コンビニエンスストア」「たばこ・喫煙具専門小売業」については、以下の方法で格付けを行っています。

ア 卸売業

(ア) 「49A 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表1の財別（生産財、資本財、消費財）の3財にわたる商品を販売し、各財の販売額割合がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所をいいます。なお、平成14年商業統計調査において「4911 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」に格付けられた事業所は、当該小分類「49A」とみなします。ただし、従業者数が100人未満となった場合は、「49B その他の各種商品卸売業」とみなします。

(イ) 「49B その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財、消費財）の3財にわたる商品を販売し、各小分類の販売額割合がいずれも卸売販売総額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所をいいます。なお、平成14年商業統計調査において「4912 その他の各種商品卸売業」に格付けられた事業所は、当該小分類「49B」とみなします。ただし、従業者数が100人以上となった場合は、一般的な方法による卸売業格付けとします。

なお、上記(ア)(イ)について、生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源

表1

財別	小分類	産業分類	
生産財	501	繊維品（衣服、身の回り品を除く）	
	522	化学製品	
	523	鉱物・金属材料	
	524	再生資源	
資本財	521	建築材料	
	531	一般機械器具	
	532	自動車	
	533	電気機械器具	
	539	その他の機械器具	
消費財	502	衣服・身の回り品	
	511	農畜産物・水産物	
		51A	米穀類
		51B	野菜・果実
		51C	食肉
		51D	生鮮魚介
	51E	その他の農畜産物・水産物	
	512	食料・飲料	
	541	家具・建具・じゅう器等	
	542	医薬品・化粧品等	
549	他に分類されない卸売		

卸売」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売」のみの場合は、一般的な方法による卸売業格付けとします。

(ウ) 「54A 代理商、仲立業」

「年間商品販売額」と仲立手数料（調査項目では「その他の収入額」に含まれます）を比較し、仲立手数料の方が多き事業所をいいます。なお、平成14年商業統計調査において「5497 代理商、仲立業」に格付けられた事業所は当該小分類「54A」とみなします。

イ 小売業

(ア) 「551 百貨店、総合スーパー」

表2の衣（中分類56）、食（中分類57）、住（中分類58～60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額割合が、いずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者数が50人以上の事業所をいいます。なお、平成14年商業統計調査において「5511 百貨店、総合スーパー」に格付けられた事業所は「551 百貨店、総合スーパー」とみなします。ただし、従業者数が50人未満となった場合は、「559 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」とみなします。

(イ) 「559 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の衣（中分類56）、食（中分類57）、住（中分類58～60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額割合が、いずれも小売販売総額の50%未満で、従業者数が50人未満の事業所をいいます。なお、平成14年商業統計調査において「5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」に格付けられた事業所は「559 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」とみなします。ただし、従業者数が50人以上となった場合は一般的な方法による小売業格付けとします。

(ウ) 「571 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けられた事業所のうち小分類「572～579」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売りし、そのいずれもが「飲食料品小売販売額割合」の50%に満たない事業所をいいます。

なお、平成14年商業統計調査において「5711 各種食料品小売業」に格付けられた事業所は「571 各種食料品小売業」とみなします。

(エ) 「57D コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

「57 飲食料品小売業」に格付けられた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいいます。

(オ) 「60P たばこ・喫煙具専門小売業」

「60P たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいいます。

表2

衣・食・住別	中分類	産業分類
衣	56	織物・衣服・身の回り品
食	57	飲食料品
住	58	自動車・自転車
	59	家具・じゅう器・機械器具
	60	その他

8 統計表中の符号の用法

「-」… 該当数値のないもの

「0.0」「-0.0」… 端数四捨五入による単位未満のもの

「X」… 1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表しています。

9 数値未満の数値

四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。

10 その他

- (1) 平成11年調査は、全国すべての事業所・企業を対象とした総務省所管の「事業所・企業統計調査」との同時実施により行われたため、従来の商業統計調査では未把握だった既設の対象事業所が捕捉されました。

このため、この報告書では、平成9年調査と平成11年調査間の増減率及び年平均増減率を算出する場合、当該捕捉事業所を除いたうえで算出しています。また、増減数については、便宜、「-」（該当数値のないもの）で表示していますのでご注意ください。

なお、平成11年調査以降、簡易調査においては事業所・企業統計調査との同時実施を、また、本調査においては直近に行われた事業所・企業統計調査本調査の結果利用を行っているため、各調査間での増減率等の補正は行っていません。

- (2) 今回調査は、記入者負担の軽減及び調査の効率的実施を図るため、調査周期上、同年に行われることとなっていた、商業統計調査及びサービス業基本調査と同時に、1枚の調査票で実施されました。
- (3) 産業大分類「J 卸売・小売業」において、商業統計調査と事業所・企業統計調査で定義が異なる部分があるため、平成16年商業統計調査の集計結果と、平成16年事業所・企業統計調査の「J 卸売・小売業」の集計結果は一致しません。
- (4) 本文中の年平均増加率、年平均減少率は、次の式により計算しています。

$$\left[N \sqrt{\frac{\text{今回調査結果数値}}{\text{前回調査結果数値}} - 1} \right] \times 100 (\%)$$

(注) N= (12か月÷調査間の月数)

- (5) この報告書の数値は、後日、経済産業省から公表される数値と相違する場合があります。

産業分類比較表（平成16年 / 平成14年）

産業分類名称(16年)	16年	14年	産業分類名称(14年)
各種商品卸売業	49	49	各種商品卸売業
各種商品卸売業	491	491	各種商品卸売業
各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)	49A	4911	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)
その他の各種商品卸売業	49B	4919	その他の各種商品卸売業
繊維・衣服等卸売業	50	50	繊維・衣服等卸売業
繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	501	501	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)
		5011	生糸・繭卸売業
		5012	繊維原料卸売業(生糸、繭を除く)
		5013	糸卸売業
		5014	織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)
衣服・身の回り品卸売業	502	502	衣服・身の回り品卸売業
		5021	男子服卸売業
		5022	婦人・子供服卸売業
		5023	下着類卸売業
		5024	寝具類卸売業
		5025	靴卸売業
		5026	履物卸売業(靴を除く)
		5027	かばん・袋物卸売業
		5029	その他の衣服・身の回り品卸売業
飲食料品卸売業	51	51	飲食料品卸売業
農畜産物・水産物卸売業	511	511	農畜産物・水産物卸売業
米穀類卸売業	51A	5111	米麦卸売業
		5112	雑穀・豆類卸売業
野菜・果実卸売業	51B	5113	野菜卸売業
		5114	果実卸売業
食肉卸売業	51C	5115	食肉卸売業
生鮮魚介卸売業	51D	5116	生鮮魚介卸売業
その他の農畜産物・水産物卸売業	51E	5119	その他の農畜産物・水産物卸売業
食料・飲料卸売業	512	512	食料・飲料卸売業
		5121	砂糖卸売業
		5122	味そ・しょう油卸売業
		5123	酒類卸売業
		5124	乾物卸売業
		5125	缶詰・瓶詰食品卸売業(気密容器入りのもの)
		5126	菓子・パン類卸売業
		5127	飲料卸売業(別掲を除く)
		5128	茶類卸売業
		5129	その他の食料・飲料卸売業
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	52	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
建築材料卸売業	521	521	建築材料卸売業
		5211	木材・竹材卸売業
		5212	セメント卸売業
		5213	板ガラス卸売業
		5219	その他の建築材料卸売業
化学製品卸売業	522	522	化学製品卸売業
		5221	塗料卸売業
		5222	染料・顔料卸売業
		5223	油脂・ろう卸売業
		5229	その他の化学製品卸売業
鉱物・金属材料卸売業	523	523	鉱物・金属材料卸売業
		5231	石油卸売業
		5232	鉱物卸売業(石油を除く)
		5233	鉄鋼卸売業
		5234	非鉄金属卸売業

産業分類比較表（平成16年 / 平成14年）

産業分類名称(16年)	16年	14年	産業分類名称(14年)
再生資源卸売業	524	524	再生資源卸売業
		5241	空瓶・空缶等空容器卸売業
		5242	鉄スクラップ卸売業
		5243	非鉄金属スクラップ卸売業
		5244	古紙卸売業
		5249	その他の再生資源卸売業
機械器具卸売業	53	53	機械器具卸売業
一般機械器具卸売業	531	531	一般機械器具卸売業
		5311	農業用機械器具卸売業
		5312	建設機械・鉱山機械卸売業
		5313	金属加工機械卸売業
		5314	事務用機械器具卸売業
		5319	その他の一般機械器具卸売業
自動車卸売業	532	532	自動車卸売業
		5321	自動車卸売業(二輪自動車を含む)
		5322	自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く)
		5323	自動車中古部品卸売業
電気機械器具卸売業	533	533	電気機械器具卸売業
		5331	家庭用電気機械器具卸売業
		5332	電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)
その他の機械器具卸売業	539	539	その他の機械器具卸売業
		5391	輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)
		5392	精密機械器具卸売業
		5393	医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)
その他の卸売業	54	54	その他の卸売業
家具・建具・じゅう器等卸売業	541	541	家具・建具・じゅう器等卸売業
		5411	家具・建具卸売業
		5412	荒物卸売業
		5413	畳卸売業
		5414	室内装飾繊維品卸売業
		5415	陶磁器・ガラス器卸売業
		5419	その他のじゅう器卸売業
医薬品・化粧品等卸売業	542	542	医薬品・化粧品等卸売業
		5421	医薬品卸売業
		5422	医療用品卸売業
		5423	化粧品卸売業
		5424	合成洗剤卸売業
他に分類されない卸売業	549	549	他に分類されない卸売業
他に分類されないその他の卸売業	54B	5491	紙・紙製品卸売業
		5492	金物卸売業
		5493	肥料・飼料卸売業
		5494	スポーツ用品・娯楽用品・がん具卸売業
		5495	たばこ卸売業
		5496	ジュエリー製品卸売業
代理商、仲立業	54A	5497	代理商、仲立業
他に分類されないその他の卸売業	54B	5499	他に分類されないその他の卸売業

産業分類比較表（平成16年 / 平成14年）

産業分類名称(16年)	16年	14年	産業分類名称(14年)
各種商品小売業	55	55	各種商品小売業
百貨店、総合スーパー	551	551 5511	百貨店、総合スーパー 百貨店、総合スーパー
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	559	559 5599	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの) その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
織物・衣服・身の回り品小売業	56	56	織物・衣服・身の回り品小売業
呉服・服地・寝具小売業	561	561 5611 5612	呉服・服地・寝具小売業 呉服・服地小売業 寝具小売業
男子服小売業	562	562 5621	男子服小売業 男子服小売業
婦人・子供服小売業	563	563 5631 5632	婦人・子供服小売業 婦人服小売業 子供服小売業
靴・履物小売業	564	564 5641 5642	靴・履物小売業 靴小売業 履物小売業(靴を除く)
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	569	569 5691 5692 5699	その他の織物・衣服・身の回り品小売業 かばん・袋物小売業 洋品雑貨・小間物小売業 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
飲食料品小売業	57	57	飲食料品小売業
各種食料品小売業	571	571 5711	各種食料品小売業 各種食料品小売業
酒小売業	572	572 5721	酒小売業 酒小売業
食肉小売業	573	573 5731 5732	食肉小売業 食肉小売業(卵、鳥肉を除く) 卵・鳥肉小売業
鮮魚小売業	574	574 5741	鮮魚小売業 鮮魚小売業
野菜・果実小売業	575	575 5751 5752	野菜・果実小売業 野菜小売業 果実小売業
菓子・パン小売業	576	576 5761 5762 5763 5764	菓子・パン小売業 菓子小売業(製造小売) 菓子小売業(製造小売でないもの) パン小売業(製造小売) パン小売業(製造小売でないもの)
米穀類小売業	577	577 5771	米穀類小売業 米穀類小売業
その他の飲食料品小売業	579	579	その他の飲食料品小売業
コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)	57D	5791	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
牛乳・飲料・茶類小売業	57C	5792 5793 5794	牛乳小売業 飲料小売業(別掲を除く) 茶類小売業
料理品小売業	57A	5795	料理品小売業
他に分類されない飲食料品小売業	57B	5796 5797 5799	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 乾物小売業 他に分類されない飲食料品小売業
自動車・自転車小売業	58	58	自動車・自転車小売業
自動車小売業	581	581	自動車小売業
自動車(新車)小売業	58A	5811	自動車小売業(新車)
中古自動車小売業	58D	5812	中古自動車小売業

産業分類比較表（平成16年 / 平成14年）

産業分類名称(16年)	16年	14年	産業分類名称(14年)
自動車部分品・附属品小売業	58B	5813	自動車部分品・附属品小売業
二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	58C	5814	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
自転車小売業	582	582	自転車小売業
		5821	自転車小売業
家具・じゅう器・機械器具小売業	59	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
家具・建具・畳小売業	591	591	家具・建具・畳小売業
家具小売業	59A	5911	家具小売業
家具・畳・宗教用具小売業	59B	5912	建具小売業
		5913	畳小売業
		5914	宗教用具小売業
機械器具小売業	592	592	機械器具小売業
電気機械器具小売業	59C	5921	電気機械器具小売業
		5922	電気事務機械器具小売業
その他の機械器具小売業	59D	5929	その他の機械器具小売業
その他のじゅう器小売業	599	599	その他のじゅう器小売業
金物・荒物小売業	59E	5991	金物小売業
		5992	荒物小売業
他に分類されないじゅう器小売業	59F	5993	陶磁器・ガラス器小売業
		5999	他に分類されないじゅう器小売業
その他の小売業	60	60	その他の小売業
医薬品・化粧品小売業	601	601	医薬品・化粧品小売業
医薬品小売業(調剤薬局を除く)	60G	6011	医薬品小売業(調剤薬局を除く)
調剤薬局	60H	6012	調剤薬局
化粧品小売業	60J	6013	化粧品小売業
農耕用品小売業	602	602	農耕用品小売業
		6021	農業用機械器具小売業
		6022	苗・種子小売業
		6023	肥料・飼料小売業
燃料小売業	603	603	燃料小売業
ガソリンスタンド	60K	6031	ガソリンスタンド
燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	60L	6032	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
書籍・文房具小売業	604	604	書籍・文房具小売業
書籍・雑誌・紙・文房具小売業	60M	6041	書籍・雑誌小売業
新聞小売業	60N	6042	新聞小売業
書籍・雑誌・紙・文房具小売業	60M	6043	紙・文房具小売業
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	605	605	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
スポーツ用品小売業	60A	6051	スポーツ用品小売業
がん具・娯楽用品小売業	60B	6052	がん具・娯楽用品小売業
楽器小売業	60C	6053	楽器小売業
写真機・写真材料小売業	606	606	写真機・写真材料小売業
		6061	写真機・写真材料小売業
時計・眼鏡・光学機械小売業	607	607	時計・眼鏡・光学機械小売業
		6071	時計・眼鏡・光学機械小売業
他に分類されない小売業	609	609	他に分類されない小売業
たばこ・喫煙具専門小売業	60P	6091	たばこ・喫煙具専門小売業
花・植木小売業	60D	6092	花・植木小売業
他に分類されないその他の小売業	60F	6093	建築材料小売業
		6094	ジュエリー製品小売業
		6095	ペット・ペット用品小売業
中古品小売業	60E	6096	骨とう品小売業
		6097	中古品小売業(骨とう品を除く)
他に分類されないその他の小売業	60F	6099	他に分類されないその他の小売業

「業態分類表」(平成14年)

区分	セル (注1)	取扱商品(注2)	売場面積	営業時間	備考
1. 百貨店					産業分類「551 百貨店、総合スーパー」に格付けられた事業所です。産業分類「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、それぞれが小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所であって、従業者が50人以上の事業所をいいます。
(1)大型百貨店	×		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(2)その他の百貨店			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2. 総合スーパー					
(1)大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(2)中型総合スーパー			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3. 専門スーパー					
(1)衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
(2)食料品スーパー		食が70%以上			
(3)住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち産業分類「5991+5992+6022」が70%未満			
4. コンビニエンスストア					産業分類「5791コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含まれます。
うち終日営業店	○	飲食料品(産業分類「57」の商品)を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 終日営業	
5. ドラッグストア(注3)	○	産業分類「601」であって、産業分類「6011」の商品を扱っていること			
6. その他スーパー	○				2、3、4、5以外のセルフ店
7. 専門店					
(1)衣料品専門店	×	産業分類「561」「562」「563」「564」「5691」「5692」「5699」のうちいずれかが90%以上			
(2)食料品専門店		産業分類「572」「573」「574」「575」「576」「577」「5792」「5793」「5794」「5795」「5796」「5797」「5799」のうちいずれかが90%以上			
(3)住関連専門店		産業分類「5811」「5812」「5813」「5814」「582」「591」「592」「599」「601」「602」「603」「604」「605」「606」「607」「6091」「6092」「6093」「6094」「6095」「6096」「6097」「6099」のうちいずれかが90%以上			
8. 中心店					7に該当する小売店を除く
(1)衣料品中心店	×	衣が50%以上			
(2)食料品中心店		食が50%以上			
(3)住関連中心店		住が50%以上			
9. その他の小売店	×				1、7、8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店					

注1: セルフとは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいいます。

セルフサービス方式とは、①商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること、②備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、③売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の3つの条件を兼ねている場合をいいます。

注2: 取扱商品の衣食住とは、産業分類で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいいます。

注3: 産業分類の詳細は「産業分類比較表(平成16年/平成14年)」を参照ください。

「業態分類表」(平成16年)

区分	セルフ (注1)	取扱商品(注2)	売場面積	営業時間	備考
1. 百貨店					産業分類「551 百貨店、総合スーパー」に格付けられた事業所です。産業分類「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、それぞれが小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所であって、従業者が50人以上の事業所をいいます。
(1)大型百貨店	×		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(2)その他の百貨店			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2. 総合スーパー					
(1)大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(2)中型総合スーパー			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3. 専門スーパー					
(1)衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
(2)食料品スーパー		食が70%以上			
(3)住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち産業分類「59E+602」が0%超70%未満			
4. コンビニエンスストア					産業分類「570コンビニエンスストア(飲食品を中心とするものに限る)」以外も含まれます。
うち終日営業店	○	飲食品(産業分類「57」の商品)を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 終日営業	
5. ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けられた事業所で、産業分類「60G」の商品を扱っていること			
6. その他スーパー	○				2、3、4、5以外のセルフ店
7. 専門店					
(1)衣料品専門店	×	産業分類「561」「562」「563」「564」「569」のうちいずれかが90%以上			
(2)食料品専門店		産業分類「572」「573」「574」「575」「576」「577」「57C」「57A」「57B」のうちいずれかが90%以上			
(3)住関連専門店		産業分類「58A」「58D」「58B」「58C」「582」「591」「592」「599」「601」「602」「603」「604」「605」「606」「607」「60P」「60D」「60E」「60F」のうちいずれかが90%以上			
8. 中心店					7に該当する小売店を除く
(1)衣料品中心店	×	衣が50%以上			
(2)食料品中心店		食が50%以上			
(3)住関連中心店		住が50%以上			
9. その他の小売店	×				1、7、8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店					

注1：セルフとは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいいます。

セルフサービス方式とは、①商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること、②備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、③売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の3つの条件を兼ねている場合をいいます。

注2：取扱商品の衣食住とは、産業分類で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいいます。

注3：産業分類の詳細は「産業分類比較表(平成16年/平成14年)」を参照ください。